令和２年度～

代理受領制度について

代理受領制度とは

補助申請者からの委任を受けた施工業者（補助申請者と耐震改修工事を実施する契約をした事業者）が補助申請者にかわって補助金の請求及び受領を行うことができる制度です。補助申請者は、耐震改修工事費と補助金額を差し引いた額を用意すればよく、当初に準備する費用が少なくて済みます。

代理受領制度を利用できる補助事業

住宅耐震改修事業（住宅の耐震改修費の一部補補助）

・平成１２年５月３１日以前に着工された木造住宅

・昭和５６年５月３１日以前に着工された非木造住宅

対象工事

耐震改修工事（設計費用は含みません）

代理受領制度　イメージ図

例）工事費１５０万円　補助金額１３１．６万円の場合

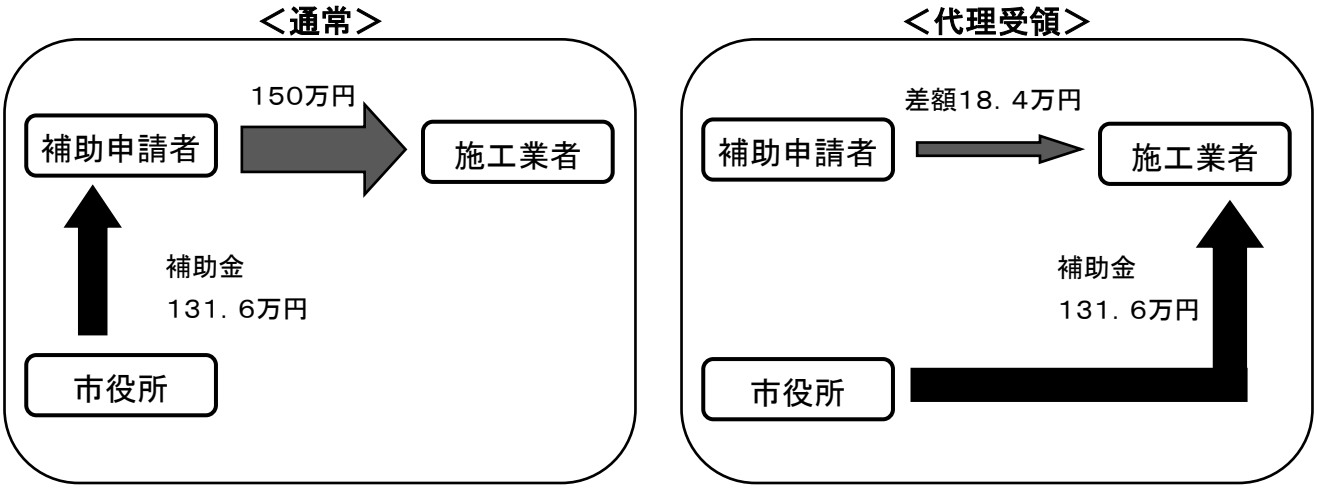

補助申請者、委任を受けた施工業者が代理受領制度について、十分に理解した上でご利用ください。

和歌山市　耐震・空家対策課（本庁舎８階）TEL０７３－４３５－１０９１

総合的支援（設計＋工事）の代理受領制度のフロー図
【代理受領の請求・受領が施工業者のみの場合】

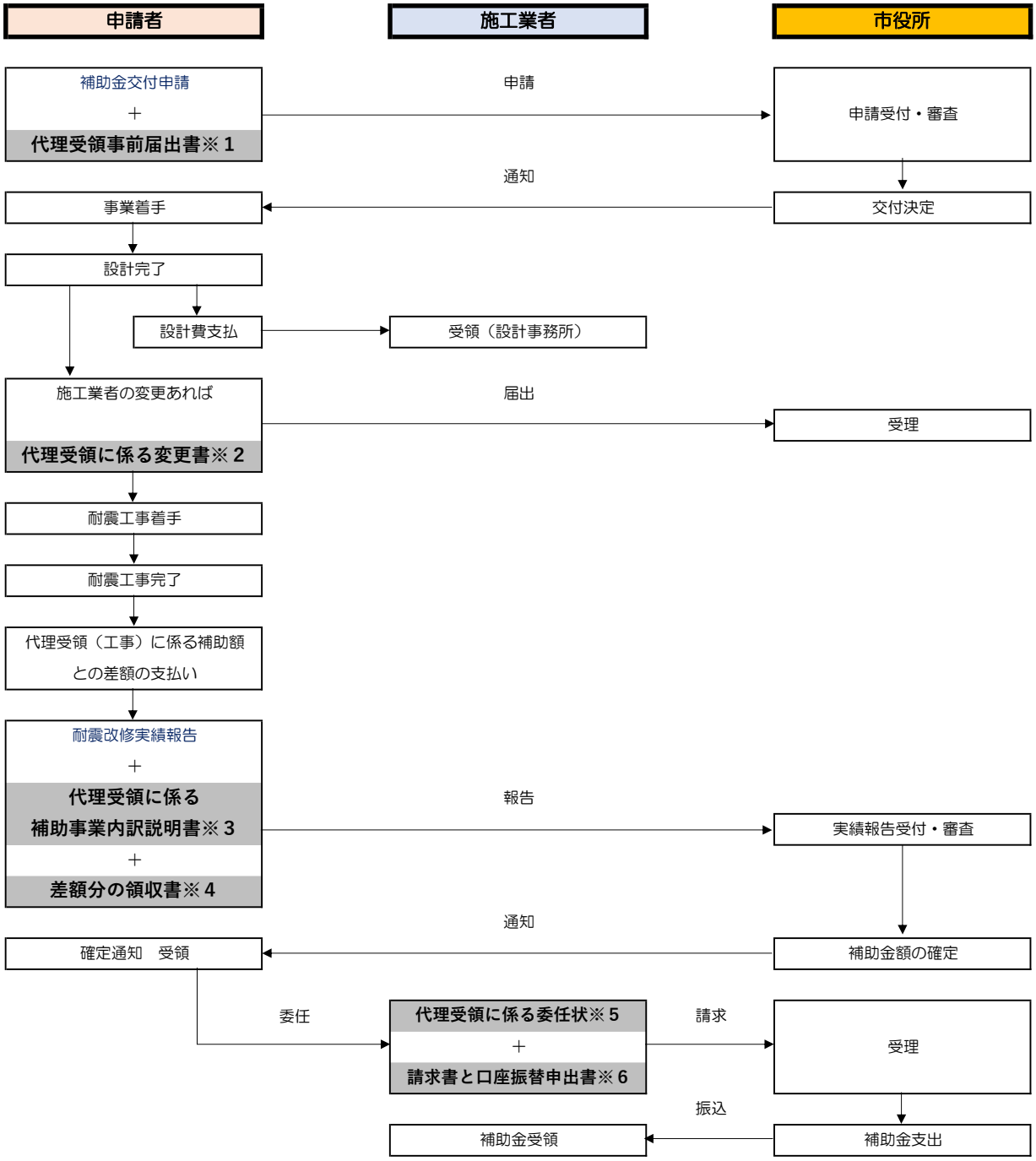

【注意事項】

※　代理受領が利用できる区分は、工事に係る部分となります。設計費用は申請者の方で支払ってください。

※　施工業者が２社以上になる場合の代理受領は、２社の代表となる委任状（代表Ａ社とすることにB社が同意したもの）を添えて提出してください。

【提出書類】

※１　①代理受領事前届出書

※２　①代理受領に係る変更届

※３　①代理受領に係る補助事業内訳説明書

※４　①領収書（写）（工事請負額-補助額=自己負担額　例150万円-131.6万円=18.4万円の工事請負の差額分を支払った領収書）

※５　①代理受領に係る委任状

※６　①請求書（施工業者）（工事請負額≧補助額の場合　例150万円≧131.6万円（131.6万円の補助満額を施工業者が市に請求））
②口座振替申出書（施工業者）